



日本共産党平塚市議会議員団
電話0463-23-1111 (内線2375)
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1365 2016年7月17日号

日本共産党平塚市議会議員団
団長 高山和義
電話・FAX 31-4638
k.takayama@mb.scn-net.ne.jp
松本敏子
電話・FAX 59-4607
mail@matsumoto-toshiko.jp
渡辺敏光
電話・FAX 31-6431
w-toshi@agate.plala.or.jp

無料法律相談
次回は7月21日(木)
午後4時～6時(要予約)

平塚市議会6月定例会の報告

請願・意見書の内容・結果

—所得税法56条廃止の意見書を 国に提出を求める意見書は、今回も不採択に—

6月定例会では、2つの請願と3つの意見書が審議されました。
内容・結果についてお知らせします。

—請願—

○所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願

・請願者 平塚民主商工会婦人部
・請願内容 所得税法56条は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しない」としている。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、神奈川県最低賃金にも達していない。今年2月開催の国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し「家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討すること」と勧告した。

業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得税法56条は廃止するよう国に意見書をあげて下さい、というもの。

・請願結果— 不採択

採択を主張— 6人
不採択を主張— 21人

採択を主張した議員・共産党市議団3名・江口議員・端議員・府川勝議員

<不採択に反対し、採択を主張しての

共産党平塚市議団の討論から(大要)>

なぜ私たちが、この請願の採択を主張するか—

まず、この第56条の内容は経済的不公正・不利益があり、働く人間の給与を認めないのは税法上の人権にかかわる問題だと考えるからです。

—家族労働者の所得にならない—

この56条は、白色申告での納税者と、生計を一にする配偶者やその他の家族労働者が、その納税者の事業に従事して給料をもらっても、その給料は納税者の必要経費として認めず、配偶者の場合は86万円、その他家族の場合は50万円が申告で控除できるのみです。当然その給料は家族労働者の所得にもなりません。

この所得税法56条により、家族従業員は、子どもを保育園に入れる時も所得証明が取れず、民生委員の証明が必要、とか交通事故にあった場合の休業補償も専業主婦よりも低額などの不公正・不利益な問題も起こっています。

—国連、所得税法の見直しの検討を求め—

そのような中、この56条問題では、この間、情勢の中で大きな変化がありました。

今年2月に行われた「国連女性差別撤廃委員会」の日本政府への勧告で、「所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念する」とし、「所得税法の見直しの検討をすることを求める」としています。

3月の衆院財務委員会では、昨年12月の閣議決定した「第4次男女共同参画基本計画」で、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう税制等各種制度の在り方を検討する」とし、その中に「56条も含まれる」と答弁がされています。

なお、56条廃止の意見書は4月27日現在、全国で447自治体が国への意見書を採択しています。

差別的税制はこれ以上放置せず、早急に廃止すべきと考えます。

これらの点から、請願内容は十分理解できるものであり、当然採択すべきものと考えます。



○子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願

- ・ 請願者 中地区教職員組合
- ・ 請願事項

- 1 子ども、保護者のニーズに応じたきめ細かな教育を実現し、ゆたかな教育環境を整備するため、少人数学級の実現と学級規模の弾力化を推進すること。
- 2 保護者負担の軽減のため、教育予算を増額すること。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 3 義務教育制度は、教育の機会均等、水準確保、無償制を根幹としている。それを支えるための義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担を最低でも従前の2分の1まで拡充すること。

請願結果— 採択（全会一致）

意見書— 6月議会では3つの意見書が全会一致で採択されました。

＜精神障がい者に公共交通運賃割引制度の早期適用を求める意見書＞

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的として制定され、障害者とは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと明記している。

しかしながら、鉄道などの公共交通機関においては身体障がい者と知的障がい者は運賃割引制度が導入されている一方、精神障がい者への適用はほとんど実施されていないのが現状である。

平成28年4月1日より障害者差別解消法が施行される中、精神障がい者の社会参加や自立した生活を支援するため、各公共交通機関の運賃割引制度は、精神障がい者の経済的負担を軽減し社会参加の機会を充実させていくことにつながる制度であると考えます。

よって、障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、身体障がい者や知的障がい者と同様に精神障がい者にも、公共交通機関割引制度を早期に実現し、経

済的負担の低減に努めると共に、社会参加の機会を充実させていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

平塚市議会

＜子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書＞の要望事項は請願内容と同じ内容のため、ここでは省略します。

＜神奈川県最低賃金改定等についての意見書＞（要旨）

2015年度の神奈川県最低賃金の水準は905円である。この水準を年収換算すると約189万円余りであり、未だワーキングプアを解消できない水準である。（法定労働時間173.8時間×12カ月）経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。

その実現にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援策に対する活用実績等の見える化を図り、各施策の実効性を高めること。公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかることが、求められている。

よって、貴職におかれては2016年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

- (1) 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定をおこなうこと。
- (2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
 - ① 国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
 - ② 公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

平塚市議会